

司法改革の定位（二）

濱野亮

- 一 はじめに
- 二 民事事件の件数とその処理動向——司法改革の背景をなす一つの客観的条件
 - 1 民事事件新受件数の動向（以上、五三号）
 - 2 民事事件既済件数の動向（以上、本号）
 - 3 その他の動向
- 4 小括
- 三 司法改革へ向けての諸潮流
- 四 司法改革の位置づけ
- 五 おわりに

二 民事事件の件数とその処理動向——司法改革の背景をなす一つの客観的条件（承前）

2 民民事件既済件数の動向

（一）既済率の推移

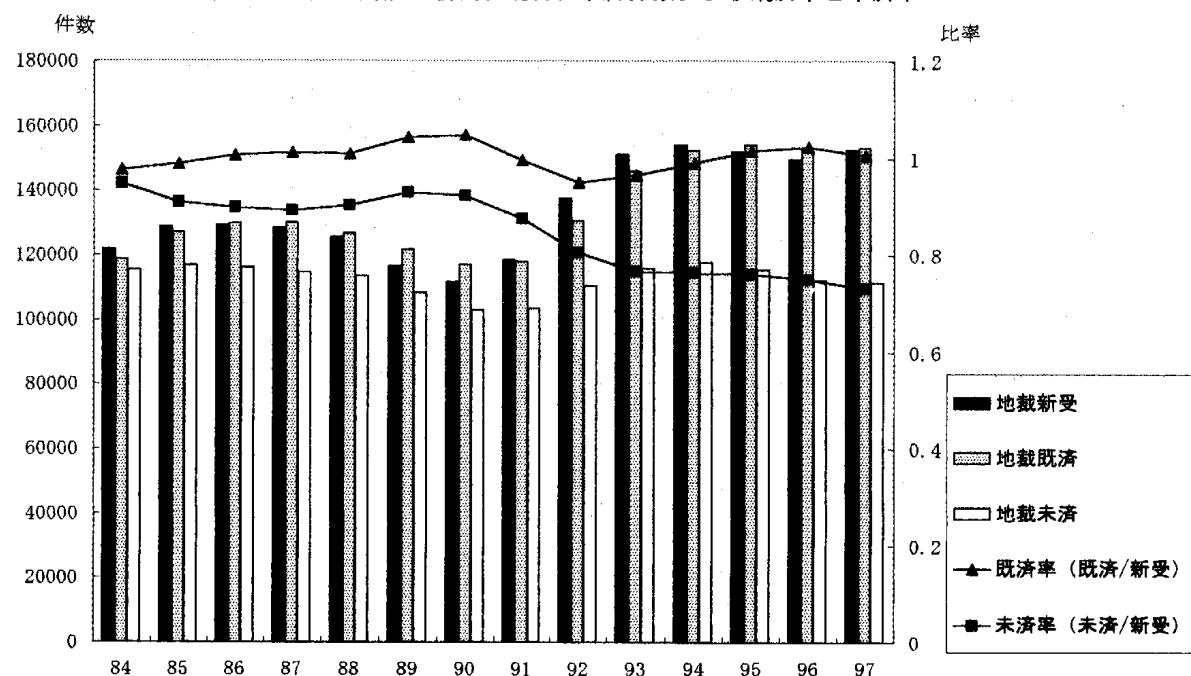
裁判所に持ち込まれる事件数が長期的には大幅に増え、また、短期的には一定の幅で増減している状況におい

て、裁判官はどのように事件を処理しているのであろうか。そのことを巨視的に示すデータとして、既済件数および未済件数の動きがある。ある年に処理した事件数が既済件数であり、処理できずに次年に持ち越した事件数が未済件数で、これは次年の旧受件数となるが、これらのデータを追つてみた時、何よりも驚かされるのは、日本の裁判所全体（民事通常訴訟第一審）を見ると、新受件数の増加ならびに上下動に対し、既済事件数が、ほとんど並行して推移しているという現象である。これは、既に、林屋礼二編『データムツク民事訴訟』⁽⁶⁰⁾および同『民事訴訟の比較統計的考察』で指摘されているところであるが、新受件数が変動するにもかかわらず、毎年の既済件数は一〇〇%前後で、確実にそれを追つているのである。

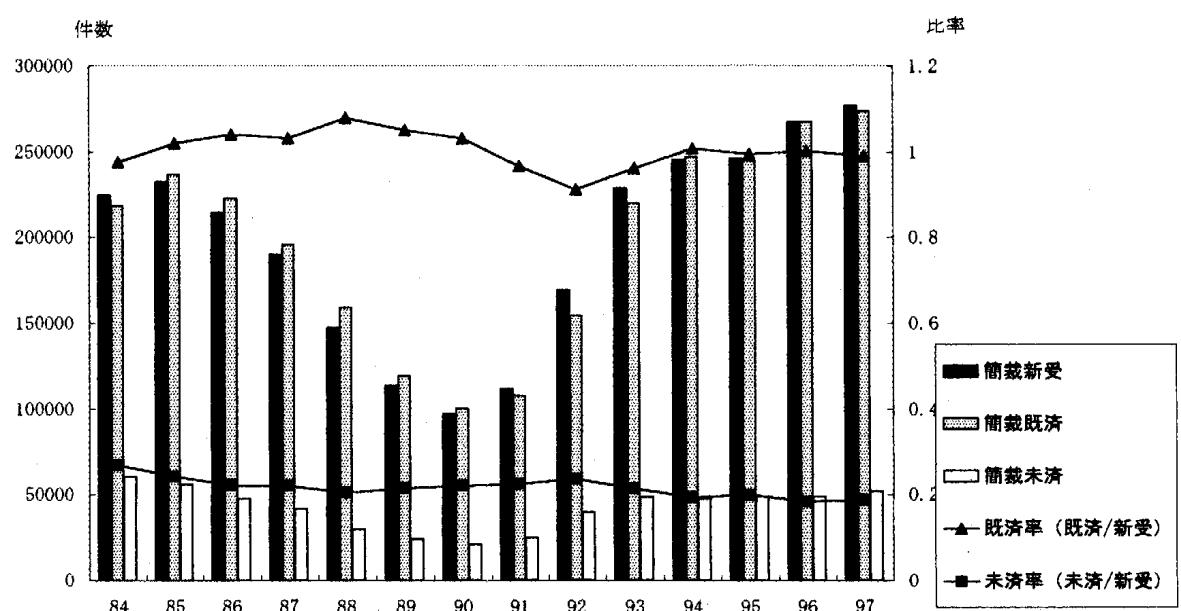
そこで、特に最近の一九八四年から一九九七年について、地裁と簡裁それぞれの第一審の処理状況を見てみよう。⁽⁶¹⁾ 地裁については民事通常訴訟、人事訴訟、手形小切手訴訟の合計について、簡裁については民事通常訴訟と手形小切手訴訟の合計について調べた。そして、ある年の既済事件数と未済事件数それぞれの、新受事件数に対する比率を指標として設定する（以下それぞれ「既済率」、「未済率」と呼ぶ）。前者は事件処理効率、後者は滞貨率の一つの指標となる。⁽⁶²⁾ 同様の指標としては、これとは別に、各年の新受事件数と旧受事件数の合計に対する比率を計算する方法も考えられる（後出「図13」、「図14」と、それらに対応する本文参照）。これによるならば、既済率一〇〇%、未済率一〇〇%は、それぞれ、年末に滞貨なし、および処理件数ゼロという事態を指すことになる。しかしながら、当該年の新受事件数の変動に対し、既済事件数、未済事件数がどう反応するのかをストレートに把握するには、前記の新受件数を基準にした指標の方が直感的に把握しやすい。そこで、新受件数を基準にして、既済件数および未済件数の比率を計算した前記の指標を主にとりあげることとし、それをグラフ化したものが、「図11」、「図12」である。

まず、地裁では、「図11」が示すように、この時期、既済率は九八%～一〇五%の間にあり、未済率は七三%

[図 11] 地裁第一審通常訴訟：新受、既済、未済件数および既済率と未済率



[図 12] 簡裁第一審通常訴訟：新受、既済、未済件数および既済率と未済率



（九五%）の間にあつた。すなわち、地裁の裁判官は、全体としてみると、新受件数にほぼ相当する事件数を毎年既済にしている（＝既済率一〇〇%前後）のであるが、他方で、過去からの滞貨があり、結局、かなりの数の事件を次の年以降に持ち越しているのである。既済率の変動幅の狭さが注目される。

林屋氏は、この興味深い現象が、例外的な時期はあるものの（例えば敗戦直後）、明治時代以来のほぼ一貫した傾向であることを検証し⁽⁶³⁾、「裁判官は、毎年、手持ち新受件数を念頭におきながら事件処理に当たつていてるものとみられる」と推測したが、後に、裁判官からの聞き取りを参考に、目の前の事件を次々とこなしていく過程で、「自覚的な意識」によるのではなく、自ずからの結果として、新受件数に匹敵する数が当該年において処理されることになるのであろうと述べている。⁽⁶⁴⁾ 日常の処理において、例えば、一定期間（例えば一ヶ月）の新受事件数を目安に、最低その数を既済にすれば、滞貨は増えないのであり、それを何件上回るかが事件処理効率の指標になるというよう⁽⁶⁵⁾な行動パターンは、事件処理にあたつて自然であるように思われる。とはいっても、一九九〇年代の新受事件急増期にも、わずかのタイムラグで、既済件数が新受件数の後をほぼ正確に追つて既済率一〇〇%を維持しているのは、このメカニズムが、少なくとも今日まで、数字の上ではきわめて有効に機能していることを示しているように思われる。

このような仕組みが、裁判官を取り巻く一定の環境ないし組織的条件によつて生み出されているものなのか、あるいは、さらにそれ以上に、既済率を高水準で維持するような裁判所組織内部の制度化された仕組みが存在するのかは明らかでない。このような裁判官による効率的事件処理のメカニズムが、いかにして実現しているのか（制度的なレベルを含めて）については実証的な検討が必要であるが、いざれにせよ、裁判官数を所与とすれば、客観的に見て、効率的なシステムが裁判所内部にビルト・インされているということができる。⁽⁶⁶⁾

もう一つ注目すべき点は、一九九〇年頃から、地裁において、未済率（年末における未処理件数の、当該年の新受

件数に対する比率) が目に見えて低下していることである ([図11])。新受件数が相当増加しているにもかかわらず、既済率は一〇〇%前後が維持されたために、未済件数(滞貨)はそれほど増えていない。そのため、新受件数の増加に伴い未済率は減少しているのである。これは、短期間に処理しうる事件数が近時の増加した新受件数の大部分を占めているためである可能性もないわけではないが、むしろ、一九八〇年代半ば以降の民事訴訟審理の充実・促進運動の「成果」であるかもしれない。例えば東京地裁について、口頭弁論期日と証拠調べ期日の間隔がやや短縮し、判決および和解に至る期間もやや短くなっているという報告がある。⁽⁶⁷⁾

既に林屋氏が指摘しているように、戦後の地裁について、未済率を毎年ごとに調べると、滞貨は昭和二〇年代から三〇年代に相当蓄積したことがわかる。当時の既済率は低く、例えば一九五〇年(昭和二五年)は八三%である。一九五九年(昭和三四年)頃から既済率が現状に近いものになるが、滞貨の大幅な減少には貢献しなかつた。各年の未済件数は、戦後ほぼ一貫して増加し、一九六九年(昭和四四年)に一〇万七六七〇件を記録、以後一〇万件台でステイ、一九八〇年に一一万件台にのり、一九八五年に約一一万七〇〇〇件を記録しピークに達する。以後減少し、一九九〇年に約一〇万三〇〇〇件にまで下がったが、以後上昇、一九九四年に再び約一一万七六〇〇件に達した。しかしこの時期は、新受件数が大幅に増加しており、既述のように、既済率が高水準を維持したために、滞貨の蓄積が新受件数の伸びを下回り、新受件数の大幅増にもかかわらず、それほど目立った積み残しにはならず、新受件数に対する比率は逆に低下しているのである。

これに対して、簡裁は、未済率が地裁よりも小さい ([図12])。各年の未済件数は現在約五万件にとどまり、新受件数の二〇%程度である。地裁の未済率八〇%前後とは大きく異なる。既済率は地裁と同様、一〇〇%前後であり、新受件数が大幅に上下しているにもかかわらず、毎年それに匹敵する数を処理済みにしていることになる。したがって、処理件数は年によって大幅な開きがある。新受件数が大きく減つても、既済件数が維持され滞貨

が一掃されるというパターンではない。簡裁においては、一方で、新受事件の多くは短時間で処理され、他方で、翌年度に処理が繰り越される事件が、毎年少數安定的に存在している様子がうかがえる。

一九九〇年代の不況期に簡裁新受件数は爆発的に増えているが、既済率は一〇〇%近くが維持されており、滯貨も、八〇年代後半の新受件数激減期に比べれば少し高い水準ではあるが、横ばい状態である。近年の簡裁新受件数の爆発的増大に対しては、現状では、裁判所は、少なくとも統計上は、対応し得ているように見える。貸金業者や信販会社が原告であるいわゆる業者事件が多く、その多くは一回の期日で処理される⁽⁶⁹⁾。また、争いのある事件も、後にのべるように、人証を取り調べる事件は少なく、かつ人証の数も少ない。こうした状況が背後にある。

ところで、地裁と簡裁を通じて、この一〇年あまりの時期の既済率と既済件数の推移には興味深いパターンが認められる。

新受件数の減少局面（一九八六年～九〇年）においては、既済率の上昇がしばらく続く。その結果、毎年の未済件数は、地裁、簡裁とも減少していく。しかしながら、既済率の上昇は一〇〇%を大幅に超えていくような軌跡は描かない。すなわち、新受件数の下落に伴つて、既済件数も下落するパターンを描きつつ、当該年の新受件数を少し上回る件数を処理済みにしているのである。このパターンは特に簡裁において著しい（「図12」）。簡裁では、新受件数の減少局面の途中で既済率の上昇が頭打ちになり、八九年からは下降を始める。いいかえると、新受件数の減少とともに大幅に滞賃を減らしていくという現象は見られず、その減り方も減速していくのである。このような地裁、簡裁に共通した既済率上昇の頭打ち減少は、係属後短期間で処理できない事件が相当数存在すること（その比率は、地裁の方が高い）を考えれば当然であると同時に、処理する側の要因も作用している可能性がある。双方の要因が作用しうるが、後者の要因がどの程度かは確定できない。仮に、前回の新受件数のピーク時（一九八〇年代半ば）に裁判所の処理能力ぎりぎりで処理していたとすれば、新受件数の減少局面がしばらく続くと、余裕を

もつて審理と処理をする傾向が生まれても当然である。それは統計の上では効率の低下となつてあらわれる。また、一九八〇年代半ばの時点では、なお処理能力に余裕があつたとしても、新受件数が減つていけば、それまでの処理効率が維持できないとしても組織と人間の本性上自然であるといえよう。

それにもかかわらず、一九九一年以降の新受件数の上昇局面では、地裁、簡裁とも、二年のタイムラグがあるものの、既済率は下降から上昇に転じている。すなわち、新受件数が上昇に転じても二年間は、それに見あつた既済件数の増加を達成できないが、三年目（九三年）には達成され既済率は上向きに転じ、以後、高水準の新受件数に対応した水準の件数を既済にしているのである。地裁では、一九八〇年代後半の新受件数の下降期（一九八六年～九〇年）に、毎年、新受件数を上回る件数を処理済みにし続け（既済率一〇〇%超）、新受件数が上昇に転じた九一年からは、九四年までは既済件数は新受件数を下まわっていたが、九五年から、再び既済件数が新受件数を上回り、既済率は一〇〇%をわずかに超えた水準を維持している。さらに、九五年以降、未済の絶対数も減少に転じた。簡裁では、一九八五年から既済件数が新受件数を上回り、この既済率一〇〇%超の時期が九〇年まで続くが、九一年から九三年までは既済率は一〇〇%を下まわった。しかし、九四年以降は一〇〇%をわずかに上下しながら推移している（〔図1〕、〔図2〕）。未済の絶対数は、九一年以降上昇に転じるが、まもなく安定し、八〇年代半ばの水準にとどまっている。

以上をまとめると、地裁、簡裁共通して、第一に、新受件数の下降局面において、既済率が一〇〇%を超え、未済件数を毎年減らしていく。累積した滞貨の処理がある程度進んでいくのである。第二に、新受件数の上昇局面においては、既済件数の増加は数年間は追いつかないが、その後は高い水準の新受件数であるにもかかわらず、既済率は一〇〇%前後に回復する。増大した新受件数とほぼ同数の事件を毎年既済にしているのである。第三に、新受件数の減少期において、既済率の上昇傾向、いいかえると滞貨の処理速度には限度がある。これは、①事件の側の

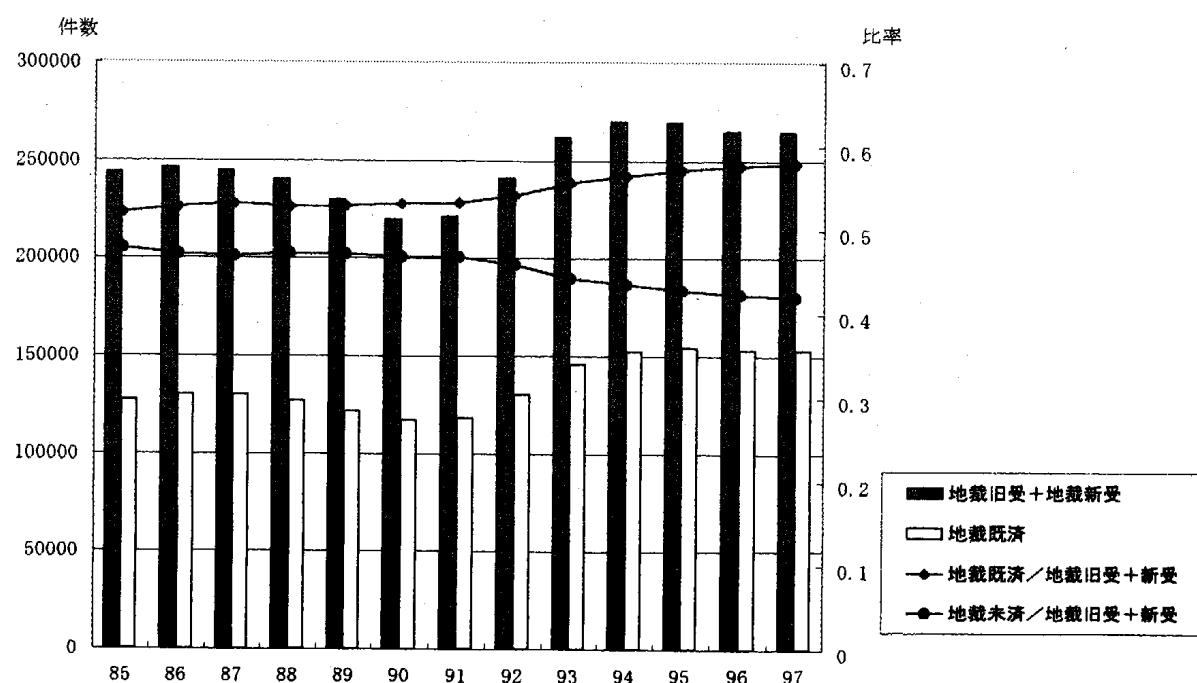
要因、すなわち、旧受事件（前年以前からの未済事件）と新受事件の中に、短期間では処理できない事件が相当数含まれていること（その比率は地裁の方がはるかに多い）、および、②処理態勢（裁判所と弁護士）の側の要因、すなわち、処理効率の向上には限界があること、という少なくとも二つの要因が関係していると思われる。②の要因は、絶対的な処理容量の制約と、ある時点における処理効率の限界に区別できよう。②の前者は、主として裁判所の物的、人的資源の制約と弁護士の数や業務態勢に由来する制約をあげることができ、②の後者は、先に述べた組織と人間の本性に由来する制約をあげることができる。当然①と②は、相互に関連しているが、それぞれの寄与度および他の要因の存否についてはさらに検討を要する。②の前者、特に裁判所の物的、人的処理容量の限界については、九〇年代半ばの既済事件数は、地裁、簡裁とも、八〇年代半ばの前回の新受件数ピーク時の水準を上回っているものの、数量的には対応し得ているように見える。しかしながら、今後さらに新受件数の増加が続いた場合、既済率を維持できるかは明らかでない。

統計的データからみた事件処理状況は、事案審理の態様および質と関連させて検討しなければ、不十分である。

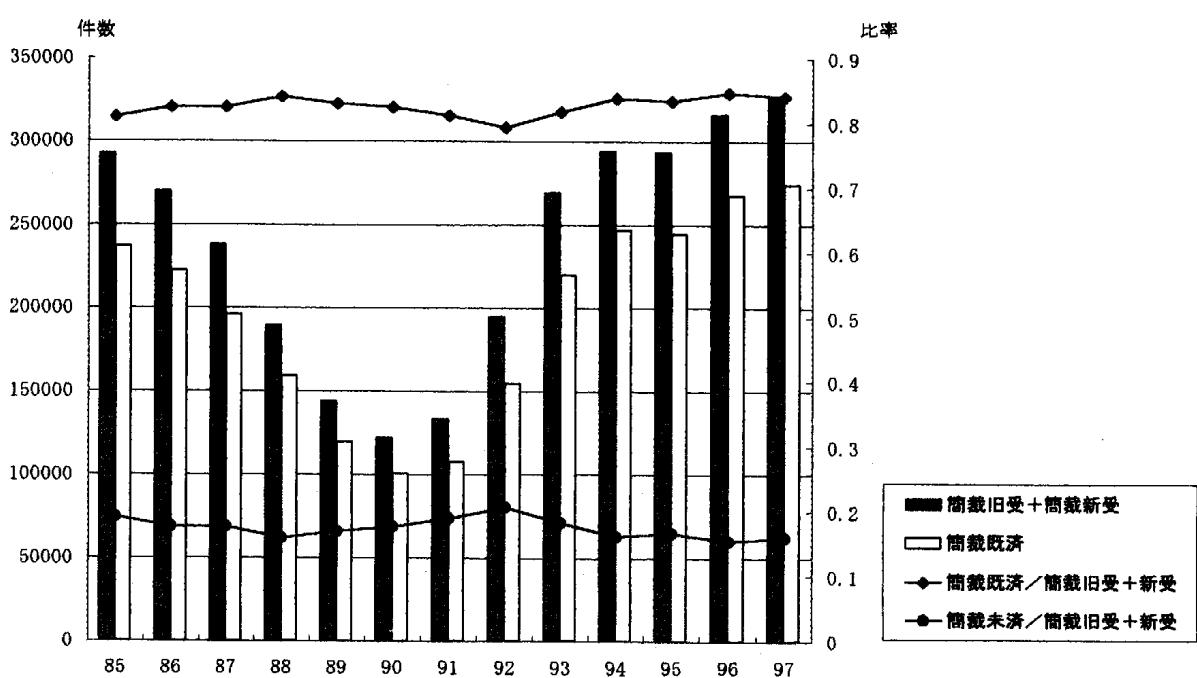
一九八〇年代前半や九〇年代の高水準の新受件数期において、また、今後予想される事件増のもとで、上記のような既済率を維持するメカニズムが作用するとき、事件処理に、どのような影響があるのかは重要な検討課題である。

なお、別の指標として、前年未済件数（当該年旧受件数）と当該年新受件数の和（当該年の係属事件合計数）をベースに、既済件数および未済件数の比率の推移を示したのが「図13」、「図14」である。ある年に係属した事件全体についてみると、当該年で処理できず翌年度に持ち越される未済件数は、地裁では近年では四〇%近くまで低下しており、簡裁では、一五%程度になつていて、新受事件の構成内容に大きな変化がないとすれば、これらの指標によつても、地裁、簡裁とともに、事件の処理効率が維持されていることがわかる。

[図 13] 地裁第一審通常訴訟：旧受と新受の合計件数と、既済件数、未済件数の比率



[図 14] 簡裁第一審通常訴訟： 旧受と新受の合計件数と、既済件数、未済件数の比率



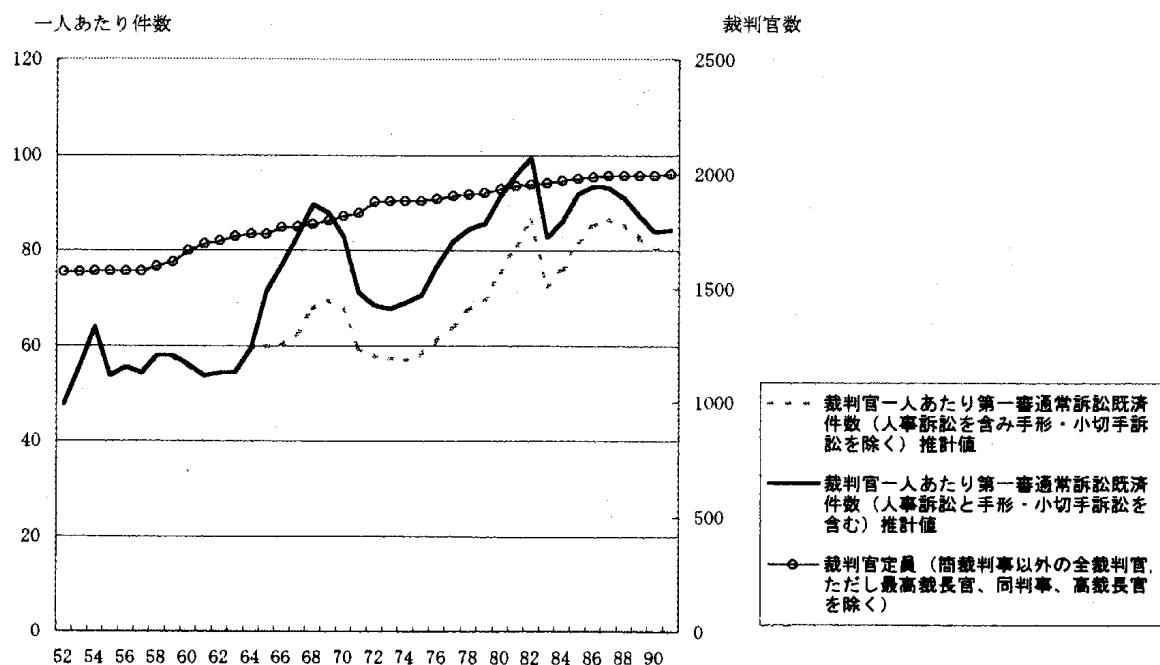
新受件数の増大にもかかわらず、新受件数に対する既済件数の比率を一〇〇%前後で維持している現在の態勢において、裁判官の増員が認められなければ、各裁判官にとつて事件処理の負担増を意味するであろう。そこで、次に、裁判官一人あたりの既済事件数の推移を、時期を少しきかのぼつて検討してみよう。

（二）裁判官一人あたりの既済件数

地裁、簡裁とも、裁判官定員数は明らかであるものの、定員充足率や、当該年における民事担当裁判官（この概念自体以下で述べるように仮構である）の数を割り出すのは困難である。⁽⁷⁰⁾そこで、概算値を得るために、裁判官定員を基礎に、地方裁判所判事、判事補の合計実数と、簡易裁判所判事の実数を推計し、その一人あたりの民事第一審通常訴訟既済件数の推移を眺めることにする。林屋氏による一九八五年の実数推計⁽⁷¹⁾データに依拠して、他の全ての年も同一の実数／定員比と仮定し計算した。いうまでもなく、地裁、簡裁とも、刑事事件を扱つており、民事を担当する裁判官相当数は、更に少なくなる。また、単独と合議を区別する必要がある。判事補の扱いも難しい。司法行政に専ら関与する裁判官もいる。しかしながら、厳密に、民事通常訴訟第一審担当裁判官の実数を推計することは困難である。こうした理由で、この推計値はあくまでも経年の趨勢を見る便宜的な値にすぎない。また、実際に裁判官が処理している民事事件数には、通常訴訟以外に様々な事件が含まれる。しかしながら、さしあたり、第一審通常訴訟既済件数に関して、この推計裁判官数に基づいて、一人あたりの既済件数の趨勢を概観してみよう。その結果をグラフ化したものが「図15」と「図16」である。簡裁、地裁とも手形小切手訴訟を含む値と含まない値の双方を示した。地裁については人事訴訟が含まれている。

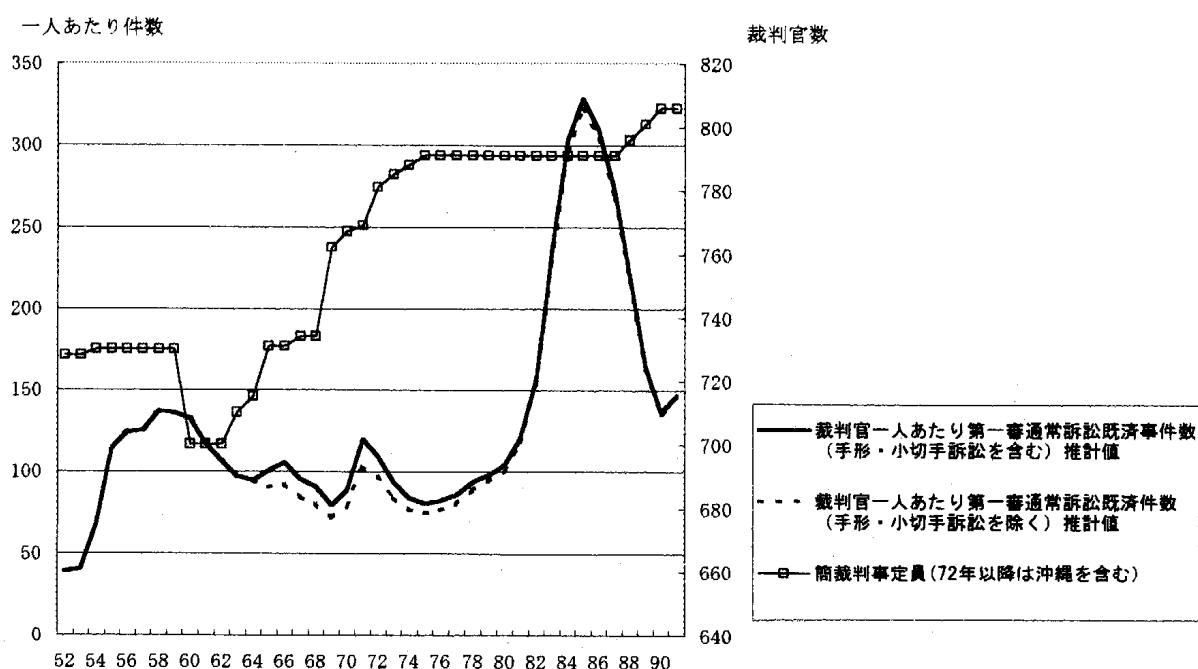
なお、挿話的情報としては、既済件数ではなく、手持ちケース数レベルでみると、例えば、一九八五年ころ、地裁裁判官は、民事訴訟事件で、平均すると、単独二〇〇件以上、合議あわせて三〇〇件近くをかかえていた（序に

[図 15] 地裁：裁判官一人あたりの第一審通常訴訟既済件数推計値



[注] 裁判官一人あたり推計値は、定員の70%を裁判官実数と推計して計算したもの。

[図 16] 簡裁：裁判官一人あたりの第一審通常訴訟既済件数推計値



[注] 裁判官一人あたり推計値は、定員の91%を裁判官実数と推計して計算したもの。

よつてはそれ以上⁽⁷²⁾ という数字があげられているし、東京弁護士会と大阪弁護士会は、一九九八年に入つて、裁判官増員を最高裁に要望する決議をあいついで行つたが、その際、増員必要裁判官数の算定基準として、本庁で一五〇件を、近時の新受件数急増期直前（一九九〇年前後）の裁判官一人あたり民事手持ちケース数と設定しており、現在は大幅に増えているとしている。⁽⁷³⁾

さて、裁判官一人あたりの第一審通常訴訟既済件数推計値を、一九五二年から追つてみるならば、地裁、簡裁とともに、一九七〇年代後半ないし八〇年代初めから新しい段階に入り、大幅に増加している様子が明らかになる。手形小切手訴訟を含めると、地裁は既に一九七〇年前後から高い水準の局面に入った観がある（[図15]）。一九八二年の簡裁の事物管轄拡大も焼け石に水の觀がある。他方、簡裁は、六〇年代初めから七〇年代半ばまでの大幅な増員によつて、一人あたりの既済件数は安定的に推移してきたが、八〇年代前半に劇的な増加を経験した（[図16]）。地裁、簡裁ともに一九七〇年代までと比べると、八〇年代以降は、裁判官一人あたりの処理件数は相当多くなつてゐる。

一九九〇年代の裁判官数の正確なデータが得られなかつたので、この時期の新受件数激増の影響をグラフに示すことができなかつたが、裁判官定員はこの時期わずかに増えていてるにすぎないので、一人あたりの既済件数は急増していると考えられる。一九八〇年代初め以降の局面は、バブル経済期に一時的に新受件数が減少したおかげで、一瞬問題がマスクされたが、九〇年代の急増過程で、裁判官の事件処理負担は相當に重くなつてゐるのではなかろうか。今日裁判官増員が各方面で主張されているのは、慢性的な訴訟遅延が昔年の課題だつただけでなく、近年の処理事件数急増が基礎的条件として背後に控えているのである。

(三) 既済事件の終結状況

次に、以上のような事件処理態勢における事案の終結状況を見てみよう。

戦後の地裁第一審通常訴訟（人事訴訟を含み、手形小切手訴訟を除く）では、既済事件の終結状況を見ると、一九五〇年代後半以降、和解の占める比率が上昇し始め、一九七〇年代半ばで頭打ち（三一%程度）となつたが、一九八〇年代後半以後、再びわずかに上昇し、現在では三三%程度を占めている。⁽⁷⁵⁾他方、取り下げの比率はそれに見合う形で下降を続けており、和解と取り下げをあわせると、一九五〇年代後半から、ほぼ一貫して五〇%台前半（一九九二年以降は五〇%弱）にとどまっている。これと裏腹の関係として、判決の占める比率は一九五〇年代後半から四〇%台前半を中心として上下し、八〇年代から上昇傾向が見え、近年では四〇%台後半を占めている。いうまでもなく、既済件数は実数として上昇しているので、それぞれの実数も相当に増加している。近年の新受件数の増加は、和解と取下げの比率を増加させるのではなく、むしろ、判決の比率をわずかに高めている結果となっているのが興味深い。一九八〇年代以降、訴訟上の和解に対する評価は、法律家の間で一般に高まつたと言つてよいと思われるが、事件の終結状況に、そのような変化が直接反映してはいない。

次に、判決を対席判決と欠席判決とに分けて推移を調べると、地裁第一審通常訴訟既済判決総数中の欠席判決比率は、一九七三年までは、緩やかな上下動の波を描きながらもほぼ同一水準であり、七三年以降一九八二年まで、ごく緩やかな増加傾向にあつたが、その後はほぼ横這いで、どちらかといえばわずかに減少している。⁽⁷⁶⁾現在、判決全体の約四割を占めている。これは判決総数が増加しているにもかかわらず一貫した傾向となつていて、近年の新受件数増加のもとで、判決の比率がわずかに上がっているが、欠席判決の比率が特に高まつているというわけではない。

これに対して、簡裁では、第一審通常訴訟（手形小切手訴訟を除く）既済件数中の判決比率は、一九八〇年代半

ばまでの上昇と、それ以降の下降傾向という特徴がある。すなわち、一九六〇年代から一九八〇年代半ばまで、判決の比率が上昇を続け、八五年には約六割にまで及んだが、以後低下し、一九九五年では四六%となつていて⁽⁷⁷⁾いる。地裁とほぼ同じである。判決の多くは欠席判決である。簡裁第一審判決の中に占める欠席判決の比率は、一九八〇年まで戦後ほぼ一貫して増加し続け、昭和二〇年代は六〇%前後だったのが、一九八〇年には八三%になつていて⁽⁷⁸⁾⁽⁷⁹⁾いる。そして、以後横這いであり、八〇%台のはじめを維持している。欠席判決の比率は地裁と異なり非常に多い。他方、和解比率は、一九八〇年代前半まで一貫して低下してきたが（一九八三年で既済件数の一五%）、以後増加傾向にあり、一九九五年現在既済件数の一八%である。

簡裁の事件の多数を占める消費者信用関係訴訟においては、欠席判決が多く、また期日に双方当事者が出席した場合、直ちに和解を試みる場合が多く、多数の事件は即日和解が成立しているといわれている。⁽⁸⁰⁾簡裁における事件終結状況の推移は、消費者信用事件の急増との関連性において理解することができる。一般に、簡裁民事通常訴訟の既済事件のうち、欠席判決や公示送達判決などで終了した実質的に争いがない事件は半数を超えるとされ、残りの実質的に争いのある事件のうち、人証の取り調べを行う事件は一〇件中一件程度で、かつ一件あたりの人証数は二名程度（多くは当事者本人ないし当事者の証人）というのが現場の裁判官や書記官の感覚とされている。⁽⁸¹⁾一九七〇年代後半以降の簡裁新受事件数の爆発的増加は、その中に欠席判決を非常に多く含みながらも、和解の比率をあら程度高めるという結果となつていて⁽⁸²⁾いる。簡裁は、地裁と比べると、欠席判決の比率が非常に高いが（既済件数全体の約四割）、和解と取下げをあわせた比率はほぼ等しくなっている（地裁、簡裁ともに約五割）。

欠席判決の問題点については、簡裁の消費者紛争について、既に五十部豊久氏の鋭い問題提起を含む研究があるが、さらに研究が進められるべきである。特に、消費者信用関係の被告において、争う余地のある事例は必ずしも少なくないと思われるが、その中には、法的知識の不足や誤解、あるいは多忙により期日に欠席し、債権者たる

原告の請求がそのまま認容されてしまう場合も含まれている可能性がある。それがどの程度なのか、経験的研究による解説が必要である。

(四) 効率的事件処理メカニズム

以上は、裁判所において、新受件数の急増にもかかわらず、新受件数とほぼ同等の既済件数を維持するというメカニズムが作動している様子を示している。それにもかかわらず、累積している未済事件数は毎年地裁で一~一万件あまり、簡裁で五万件程度に及んでいる。その結果、裁判官は、大量の手持ち事件（その相当数は難件であろう）を抱えながら、大量の事件を処理し続けているのである。

近年、書記官を積極的に争点整理や審理に関与させる傾向が強まり、また、裁判所の政策としてそのような体制を構築する過程が進行している。⁽⁸³⁾既済率の維持には、書記官の動員による効率化が貢献しているだろう。また、OA機器の導入によつて効率的処理が実現しているという面もある。裁判官一人あたりの既済件数の増加をもつて、単純に裁判官の負担増をいうことはできない。しかしながら、このような裁判官をめぐる状況が、事件処理の面で問題を生んでいるのではないかということが指摘されている。必要以上に和解に傾く危険性はしばしば指摘される。既に述べたように、地裁、簡裁とともにわずかではあるが和解率が高まる傾向がある。和解率の上昇が何を意味するのかは慎重に吟味する必要があるが、裁判官には、担当事件中の和解と取下げの和の比率を低下させない（裏からいえば判決の比率を上昇させない）よう努める心理が働いているという指摘もある。⁽⁸⁴⁾迅速な処理は一般論として裁判において要請される基本原則であるが、争いのない事件は別にして、争点整理が不十分ないし困難な事案において、あるいは、法の適用ないし事実認定上の難件において、効率性と正義を調和させる作業は平均的な裁判官にとって、それほど容易ではないだろう。現在の新受事件数と既済事件数の状況は、正義を犠牲にして効率性を達

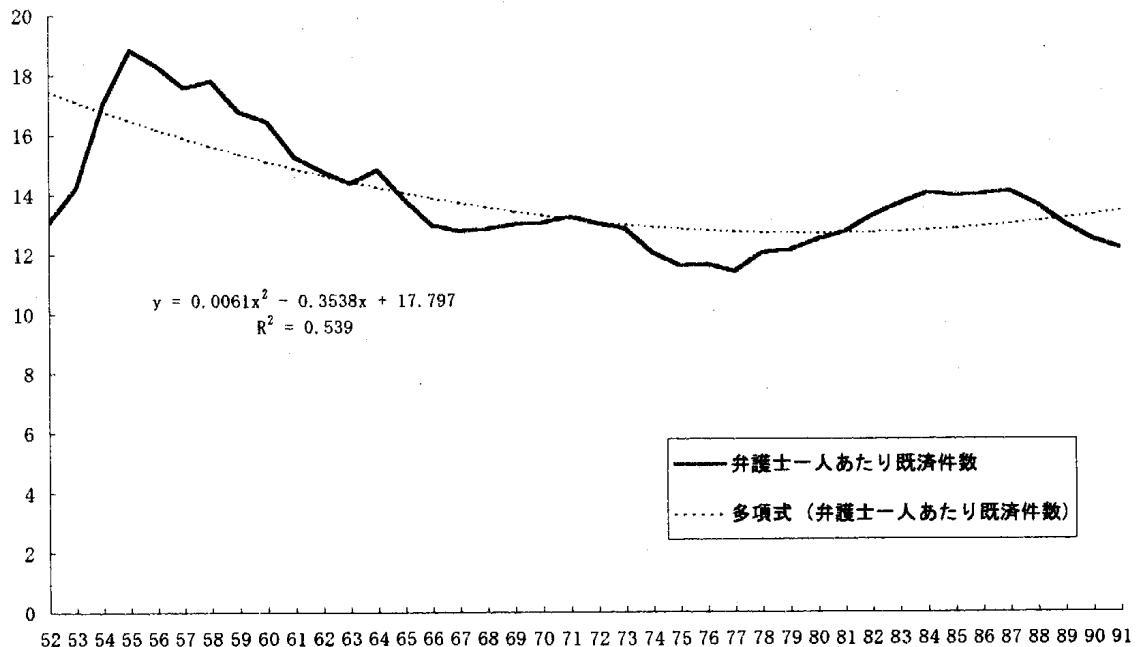
成させる危険を生んでいないのか。争点整理、和解から、証拠調べを経て詳細な判決作成まで、裁判官に委ねられている範囲が訴え提起以後の全過程に及んでいる日本の民事訴訟手続のもとでの、大量の手持ちケースの滞留は、時間とエネルギーを十分さくべき事件にも、それができない状況を生んでいるかもしれない。⁽⁸⁵⁾ 「特段の落ち度も無いのに元本の数割を放棄する和解が、当然のことのように、また、それが得策のように推奨される現在の民事訴訟は病的と言わざるを得」⁽⁸⁶⁾ ないという批判もある。⁽⁸⁷⁾ 経験的調査に基づく実態の研究が必要である。

他方で、例えば、イギリスにおいても大部分の事件は和解（ただし、日本における和解と同一の性格の処理として理解してよいかは疑問の余地がある）で処理されており、そこでは、弁護士（特にソリシタ）が中心的な役割を果たしている。⁽⁸⁸⁾ わが国では裁判官が行つていて機能の多くが主にソリシタによつて担われているなかでの和解率の高さである。今後事件数増大が予想され、また、迅速な処理が益々求められるであろう状況のもとで、裁判官数の増加とあわせて（その実現は容易ではなかろう、とりわけ法曹一元をめざすのであれば）、民事手続における裁判官と弁護士との役割分担の再検討、その意味での構造改革を避けて通ることはできないように思われる。新民事訴訟法における早期の争点整理と集中審理という制度面での改革は、弁護士ならびに当事者の協力により、裁判官が枢要な仕事にその時間とエネルギーを集中的に傾注する体制がめざされているといえるが、新しい構造へ向けての第一歩というべきであろう。弁護士側も裁判官増員を叫んでいれば済むわけではないのは当然である。

効率的な事件処理システムの維持、それにもなう裁判官一人あたりの既済事件数の増加、未済事件の残存は、現在の民事訴訟実務の基礎にある基本的条件の一つであり、司法改革は、この基本的条件についての吟味にまで及ばざるをえないようと思われる。

（五）弁護士一人あたりの既済事件数の動向

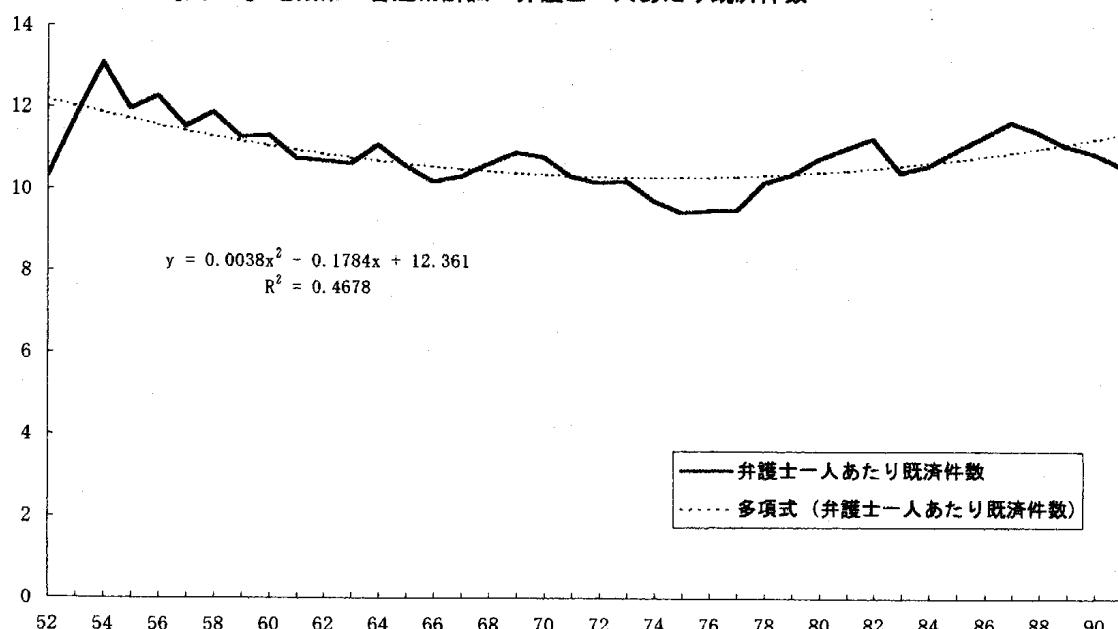
[図 17] 第一審通常訴訟 弁護士一人あたり既済件数：地裁、簡裁合計



裁判官の置かれている以上のような状況とは対照的に、弁護士一人あたりについて計算した既済事件数は、戦後続いた減少傾向が七〇年代半ばに増加傾向に転じたものの、全体を通してみると長期的に安定的に推移してきたという特徴を持つている。

全国の地裁および簡裁の民事通常訴訟（いざれも手形小切手訴訟を除き、地裁は人事訴訟を含む）第一審の既済事件に関与した弁護士数を概算し、各年の弁護士一人あたりの既済件数を計算した。司法統計上、既済事件の弁護士選任状況は、(a)原告、被告双方が弁護士を選任した事件、(b)原告または被告の一方が選任の事件、(c)本人訴訟（原告、被告とも弁護士を選任しないケースで、以下「狭義の本人訴訟」と呼ぶ）の三類型に分類されている。弁護士が選任された事件のなかには、複数の弁護士がついているケースも含まれているはずであるが、その件数と弁護士数の特定は困難なので、共同受任なし、すなわち、全て単独で担当したと仮定して計算した。類型(a)には合計二名の弁護士、類型(b)には一名の弁護士が選任されたものとみなし、当該年の既済事件全体につき、

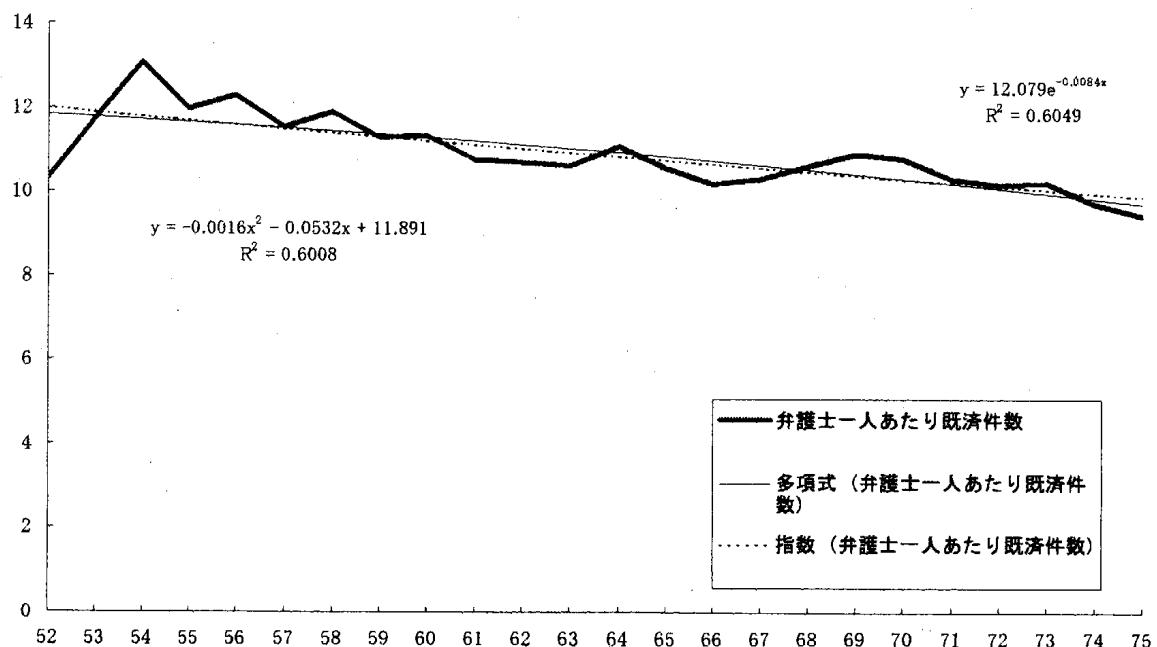
[図 18] 地裁第一審通常訴訟 弁護士一人あたり既済件数



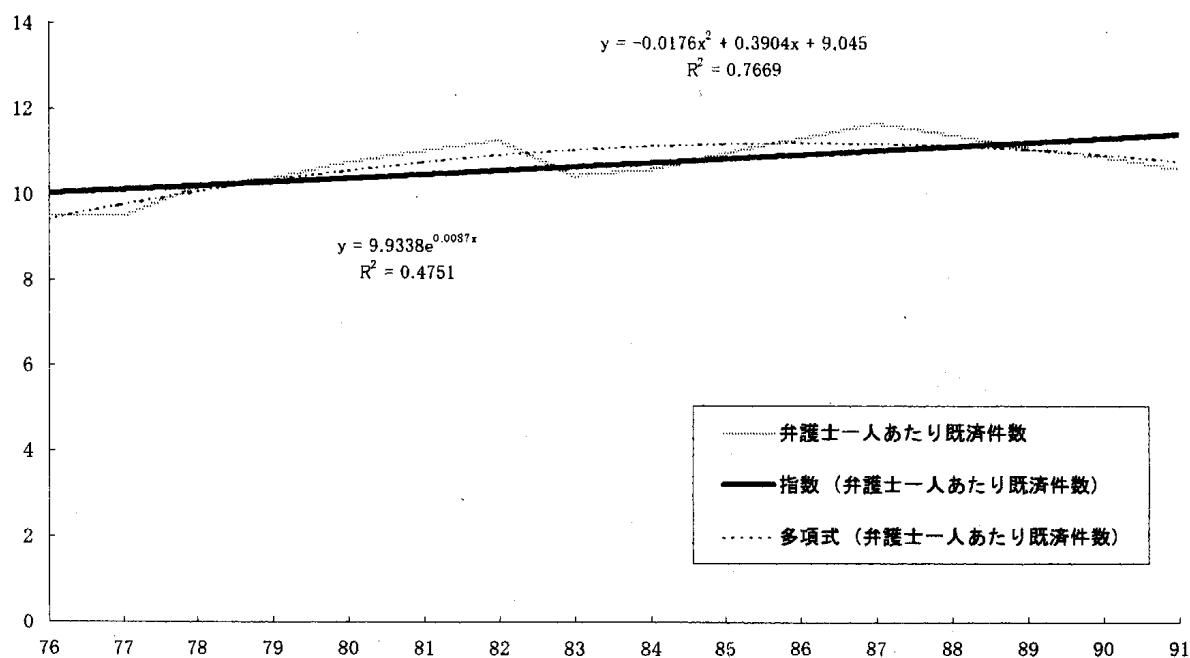
弁護士が何人合計で選任されたかを計算した。概況を知るには十分であろう。次に、それを、当該年の登録弁護士数⁽⁸⁹⁾で割つて、弁護士一人あたりのその年の既済件数を計算した。業務・活動形態の多様性を捨象した平均値である。また、弁護士の側における訴訟代理業務の比重のマクロ的な変化は考慮に入れていない。訴訟代理以外の業務が大都市部で拡大しているというデータがあるが、その変化を計算に反映させることは困難であり、長期的な趨勢を見るにはこれで十分であろう。統計の入手できた一九五二年から一九九一年までを計算し、その結果を示したものが、「図17」～「図21」である。地裁と簡裁を合わせたものが「図17」、地裁のみが「図18」～「図20」、簡裁のみが「図21」である。それぞれ、二次曲線または指數曲線によつて近似したものとその式を示してある。⁽⁹⁰⁾

まず、「図17」によれば、地裁と簡裁をあわせると、弁護士一人あたりの第一審通常訴訟既済件数は、戦後、減少し続けたが、一九七〇年代半ばごろに底を打ち、以後緩やかに増加する趨勢にあるように見える。裁判官一人あたりの既済事件数が、かなり大きな振幅で変動しつ

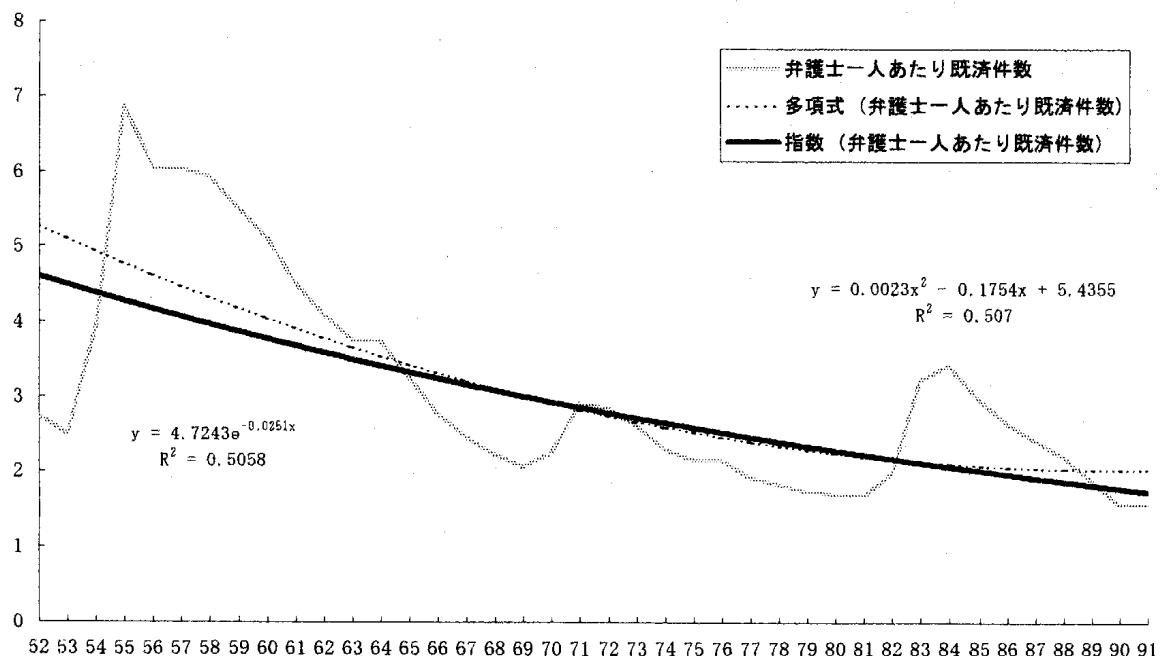
[図 19] 地裁第一審通常訴訟 弁護士一人あたり既済件数 (1975年まで)



[図 20] 地裁第一審通常訴訟 弁護士一人あたり既済件数 (1976年以降)



[図 21] 簡裁第一審通常訴訟 弁護士一人あたり既済件数



つ一貫して増加傾向にあり、戦後半世紀で大幅に増加したのと対照的に、狭い幅で小さな波を描きながら、緩やかに、減少から増加へという趨勢を示している。構成比を見ると、最近では八割以上が地裁事件である。そこで、次に、地裁と簡裁に分けてそれぞれの推移を見てみよう。なお、既に見たように、一九六〇年代以降、既済件数はその年の新受件数とほぼ一致している。訴訟提起から既済までタイムラグがあり、また、司法統計上の既済事件代理人状況のデータが訴訟受理時の代理人データに一致するとは限らない（とはいっても、ほぼ一致していると考えられる）ものの、以下で述べる弁護士一人あたりの既済件数の長期的な趨勢は、弁護士による訴訟提起（原告代理）および被告代理件数を合計した動きを示していると考へてよいと思われる。

地裁第一審通常訴訟に限定した弁護士一人あたり既済件数の特徴としては、次の点が指摘できる。第一に、一九七五年に最小値九・四三件を記録しており、かつ、グラフから見て、この頃に、グラフ上いわゆる屈曲点（kink）を想定し、それ以前と以後の二つの局面に区別

できるように思われる（〔図18〕）。一九七五年前後で二つに分けた〔図19〕と〔図20〕、およびそれぞれの近似曲線がより明確に示しているように、七五年までの局面では、緩やかに減少する長期的趨勢が読みとれ、七五年以降の局面では、緩やかに増加する長期的趨勢が読みとれる。一九八〇年代末には一九五〇年代後半の水準にまで回復している。このグラフは、一九七〇年代半ばまでは、訴訟代理人となつた弁護士の合計数の増加は、登録弁護士数の増加を下まわる長期的傾向があつたが、七〇年代半ば以降は、それを上回る傾向に変化したこと⁽⁹¹⁾を示している。なお、戦後の弁護士数の増加は、一九六〇年代半ばに屈曲点があり、それ以降は、それまでより高い増加率で直線的に近年まで増加しているので、七〇年代半ば前後では弁護士増加率に大きな変化はなく、この時期における一人あたり既済件数の趨勢の逆転は、弁護士数増加率の変動に直接由来するものではない（下記のように、六〇年代半ばにおける増加率の変化と間接的な関係をもつ可能性はある）。では、このような大きな転換は何によるのか。

一九七五年前後は、既に見たように、わが国における民事訴訟新受件数（地裁、簡裁あわせて）が新たな件数水準の局面に入った分岐点であり、弁護士一人あたり既済件数の趨勢上の逆転もこの時期に現れている。訴訟提起から既済までタイムラグがあるので、分岐点は最小値を記録した七五年より少し前にあつたと考えるべきかもしれないが、新受件数の増加が新しい局面に入った時期とほぼ同期していることは間違いない。加えて、後掲の〔図23〕が示すように、一九七〇年代半ばまでは、狭義の本人訴訟の比率がある程度高く、かつ、わずかではあるが増加傾向にあつたが、七〇年代半ば以降は、当事者双方に弁護士がついている事件と、一方に弁護士がついている事件双方の既済事件全体に占める比率が高まっており、既済事件数の増加率の高まりと相乗して、弁護士一人あたりの件数の増加に寄与したのである。

地裁の一九七〇年代半ば以降の事件数増は、金銭訴訟の増大が大きな部分を占めており（地裁の場合、必ずしも消費者信用関係に限らない）、また、土地訴訟、建物訴訟も増加している。特に建物訴訟は一九七〇年代半ば以降の

増加率の高さが顯著である（前出「図6」）。

七〇年代半ば以降の趨勢の転換は、それまでの減少傾向を覆すに足るだけの強い諸要因の存在によつてもたらされたと考えられるが、そうした諸要因については、いくつか想定できる。⁽⁹²⁾ 第一は、消費者信用の拡大に伴う訴訟の増大と、それに伴う原告側または被告側の弁護士代理件数の増大であり、第二は、それ以外の社会的・経済的要因による訴訟（例えば、一般的な損害賠償訴訟や建物訴訟）の増大と、それに伴う原告側または被告側の弁護士代理件数の増大である。第三は、利用者の側の条件の変化（例えば、法意識または法観念の変化）に由来する弁護士代理件数の増大であり、第四は、弁護士側の条件の変化による弁護士代理の拡大（需要の顕在化ないし掘り起こし）であり、例えば、事務所共同化等による効率化と訴訟提起能力の向上、経営上の危機意識に基づく積極的な業務拡大努力（この時期は第一次石油危機直後で、一部で弁護士業務の行き詰まりが論じられていた）、戦後に開業した世代の増加によるプラクティスの変化、先に述べた一九六〇年代半ば以降の弁護士供給の増大（わずかではあつたが、若い世代の増加があつた）による競争促進効果（この可能性は少ないかもしない）である。他の要因の存在、および、いずれの要因がどの程度強く作用していたかについて論じるために必要なデータを集め余裕がないので、想定される要因の指摘にとどめたい。新受件数の急増を含め、一九七〇年代半ばにおける民事訴訟をめぐる諸変数の転換は、高度経済成長期が法機構にもたらした構造変容の波頭の一つ、一連の波の比較的早い時期のものであるように見える。

第二に、第一で指摘した趨勢とその逆転があつたものの、毎年の弁護士一人あたり地裁第一審通常訴訟既済件数は、戦後を通じて、あまり大きな変化はなかつた点を指摘しなければならない。昭和二〇年代末から平成初期までの約四〇年間ににおいて、最小九・四件（一九七四年）から最高一三件（一九五四年）までの狭いゾーンの間で動いている。一九五二年から一九九一年までの平均値が、一〇・七八件、一九七五年までの下降局面での平均値は一〇・九〇件、一九七六年以降の回復局面での平均値は、一〇・七一件となつてゐる。これは、統計的に見ると、わずか

な変動はあるものの、弁護士一人あたりに換算して、十件程度の地裁事件が毎年処理されてきたことを意味する。裁判官は、定員があまり増えない中で一人あたりの既済件数が増加しているのに対し、弁護士数はコンスタントに増加している中で、既済事件数は安定的に推移しているのである。

弁護士をミクロ的に見れば、訴訟代理以外の業務を多く扱う弁護士がある程度増えており（特に大都市において）、訴訟事件受任数の少ない弁護士の比率が以前より高くなっている可能性もあり（訴訟以外の業務が拡大しても訴訟受任件数が減るとは限らないが、東京や大阪では訴訟代理以外の業務に集中している弁護士もある程度存在しており、その数は増えている可能性がある）、統計的に見た、弁護士一人あたりの既済件数の安定性は、個々の弁護士の訴訟への関与が安定的であることを必ずしも意味しない。しかし、巨視的に戦後を通して見るならば、弁護士の増加数にほぼ対応して、地裁民事通常訴訟における弁護士による代理件数が増えてきたことを意味している。そのなかで、一九七〇年代半ば以降、弁護士の増加率をわずかに上回って、弁護士による代理件数が増えたのである。以上からは、地裁では、弁護士数自体が通常訴訟の新受件数を第一次的に規定し、社会・経済的条件等他の要因は、第二次的に作用してきたかのように見える。二一世紀初頭に確実に発生する弁護士数急増過程で、どのような展開が見られるかが興味深い。

他方、簡裁では、地裁と顕著に異なるパターンが浮かび上がっている（「図21」）。一九五五年以来長期的な趨勢として、弁護士一人あたりの既済件数は大幅に低下し続けているのである。すなわち、一九五五年には、一人あたり、六・八九件であったのが、一九九一年には、一・五六件にまで落ちている。この間、小さな「こぶ」が二つ、一九七一年と一九八四年にあるが（事物管轄の引き上げの直後）、趨勢は変わらなかつた。既に見たように簡裁事件の爆発的ともいえる増加が一九七〇年代半ば以降あつたのに対し、弁護士一人あたりの通常訴訟既済件数は逆に趨勢として減少し続けている。七〇年代半ば以降の消費者信用関係事件の激増がもたらした簡裁の新たな状況は、

〔図21〕が示す弁護士一人あたりの簡裁既済件数の推移には現れていない。

弁護士にとつて簡裁事件は大きく比重を低下させた。本人訴訟が激増したのである。そのことは、簡裁第一審通常訴訟既済事件に占める弁護士代理事件の数と比率の推移が、より明瞭に示している。事件数が急増したにもかかわらず、弁護士代理事件の数は上下動を描きつつも、戦後ほぼ同一の水準を維持し、したがって、その比率は、振幅の小さな波動を描きながらも一貫して減少している（後掲「図24」、「図25」）。一九九五年では、双方に弁護士のついた事件の比率は一・四%、一方に弁護士のついた事件でも八・九%にすぎない。⁽⁹³⁾ 簡裁の通常訴訟では、狭義の本人訴訟が九割を占めるに至っているのである。

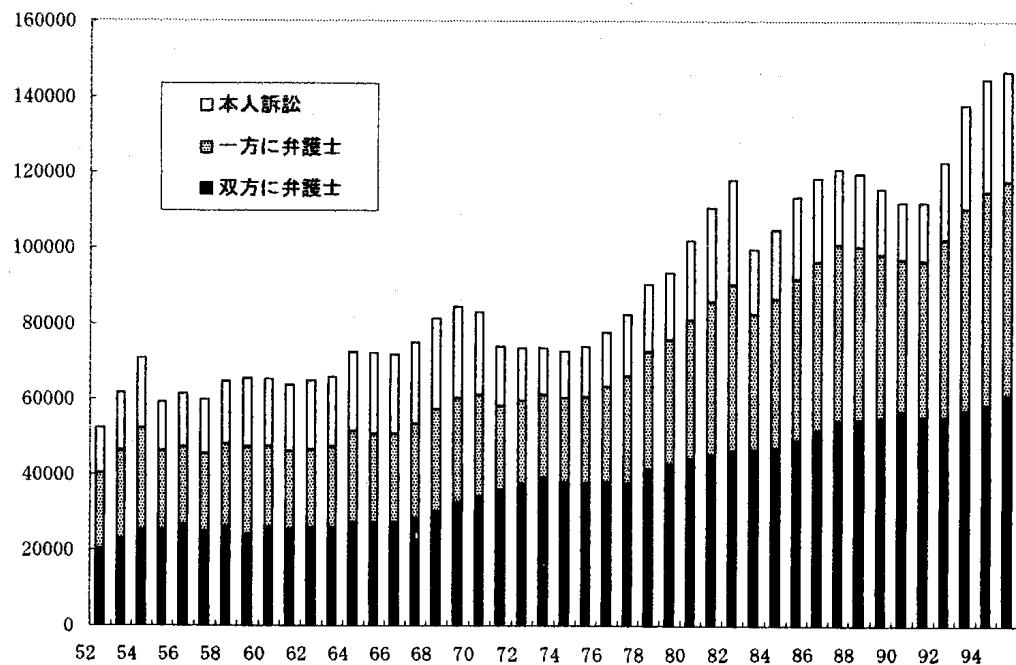
簡裁は、新受事件数が一九七〇年代半ばから爆発的に増加し、その主要部分は、既に見たように、消費者信用に関する信販会社や消費者金融会社の債権取り立て訴訟であるが、その場合原告は、当該会社の社員がいわゆる許可代理人（新民事訴訟法五四条一項但書）として担当する事例が多いとされている。他方、被告は大部分が消費者本人である。

一九七〇年代半ば以降の新局面においては、地裁事件への弁護士の関与が増勢に転じたのと並行して、簡裁における本人訴訟の激増と弁護士による代理の一層の減少が進行したのである。「図17」～「図21」が示す弁護士一人あたりの既済事件数のパターンは、日本の弁護士による訴訟代理業務の構造を象徴的に表現している。この構造と裁判所の効率的事件処理システムがワンセットになつて、日本における民事第一審通常訴訟審理の量と質を基本的に規定していることができる。そのもとで、本人訴訟が特に簡易裁判所において大量に噴出しているのである。

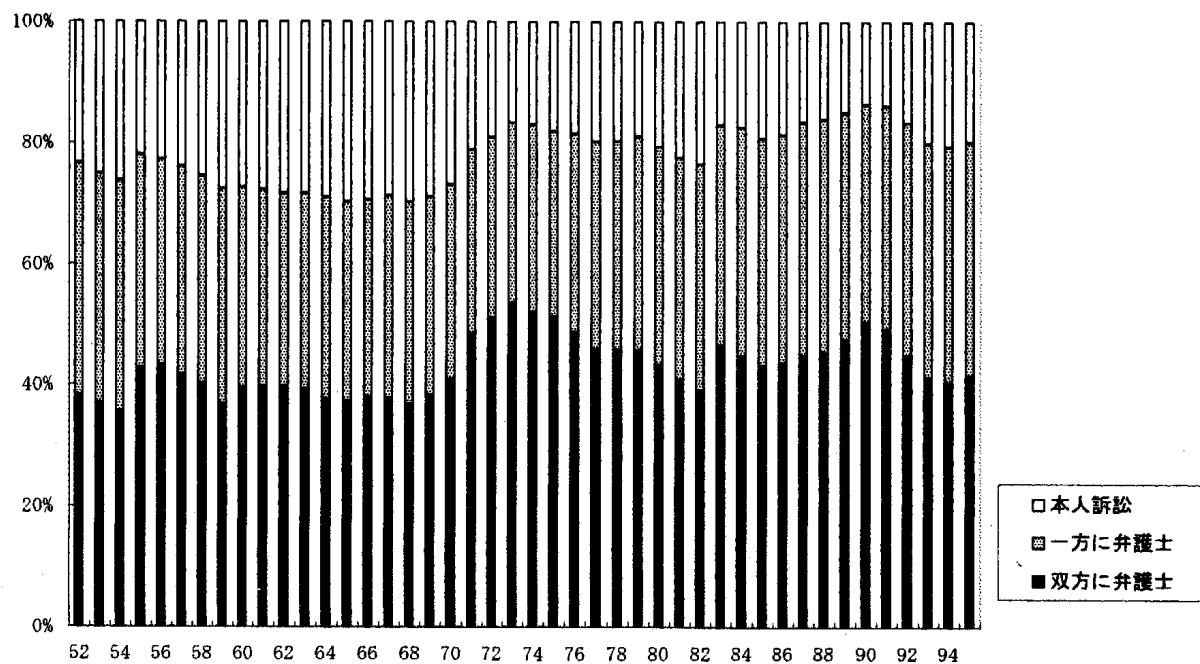
（六）弁護士による訴訟代理の動向

そこで最後に、弁護士による訴訟代理と本人訴訟の動向を、地裁と簡裁双方について少し詳しく見ておこう。⁽⁹⁴⁾

[図 22] 地裁第一審通常訴訟既済事件 弁護士代理状況



[図 23] 地裁第一審通常訴訟既済事件 弁護士代理状況 (比率)



戦後の民事通常訴訟（手形小切手訴訟を除き、地裁は人事訴訟を含む）第一審既済事件における弁護士による代理状況をグラフ（絶対数と比率の推移）で示すと、地裁は「図22」、「図23」、簡裁は「図24」、「図25」のようになる。

まず、地裁では、当事者双方に弁護士がついた事件の絶対数が、全既済事件数の上下動にもかかわらず、安定した直線的な増加パターンを示しているのが特徴である（「図22」）。弁護士数の増加が直線的であるのと相即的である。また、一方当事者に弁護士がついた事件の数は、一九七〇年代までは停滞気味であつたが、八〇年代初め以降。比較的大きな波を描きながら急増している。狭義の本人訴訟の件数は、比較的大きな波を描きながらも、あまり増えていない。そして、一方当事者に弁護士のついた訴訟と狭義の本人訴訟の件数の波は、ほぼ同型であり、これが、地裁既済件数全体の波形を形成している。いざれも貸金や信販関係の金銭債権訴訟の件数の動きと相似的である（前掲「図5-1」、「図5-2」参照）。

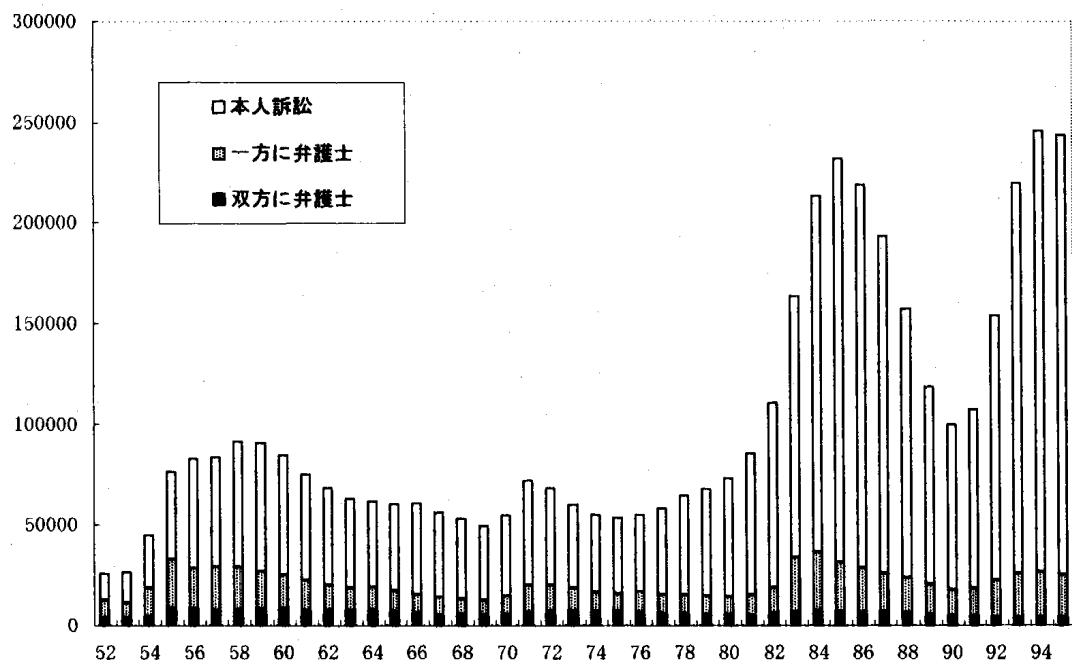
次に、これを既済件数全体に占める比率で見ると、当事者の双方を弁護士が代理した事件は、一九七〇代前半で二つの局面に区別され、一九七〇年頃までは四〇%前後で安定していたのに対して、後半は、大きな上下動を描きながら増加の趨勢にある。すなわち、七〇年代前半に比率が急速に高まり一九七三年に五三・四%を記録、以後緩やかに減少し一九八二年に谷（三九・一%）を記録後、八〇年代半ば以降再び緩やかに増加、一九九〇年に山（五〇・四%）を記録後、現在は四割程度にまで落ちている（「図23」）。一九七〇年代前半以降は、双方に弁護士がついている比率が、一段高い水準に移行した上で、より振幅の大きい波を描いているのである。また、当事者の一方を弁護士が代理した事件の比率は、戦後緩やかな減少を続けたが、やはり、一九七〇年代半ばから増加に転じ、最近では四割近くに達し、当事者双方弁護士代理事件の比率とほぼ等しくなっている。ただし、動きはあまり激しくなく、七〇年代半ばを屈曲点とする勾配の緩やかな折れ線状の動きを示している。七〇年代の前半から半ばは、前記、訴訟件数の急増加開始期および弁護士一人あたり既済件数の増加への転換期と一致する。狭義の本人訴訟の比

率は、少し早い一九六八年に最高比率（約三割）を記録した時点を境に、前後二つの局面に区別でき、前半は緩やかに上昇、後半は、波を描きながら比較的大きな勾配で下降傾向にある。一九六八年頃までは、相対的に高い水準で推移していたが（二〇%台後半）、その後低下したまま、低い水準に移行して波動を描いている。ただし、一九九〇年に一三・六%を記録したのち一割程度に回復した。一九七一年と八三年の簡裁事物管轄の引き上げが、地裁の本人訴訟の一部を簡裁に吸収したため本人訴訟の比率を引き下げ、全体として、その比率を低下させるのに貢献しているようである。

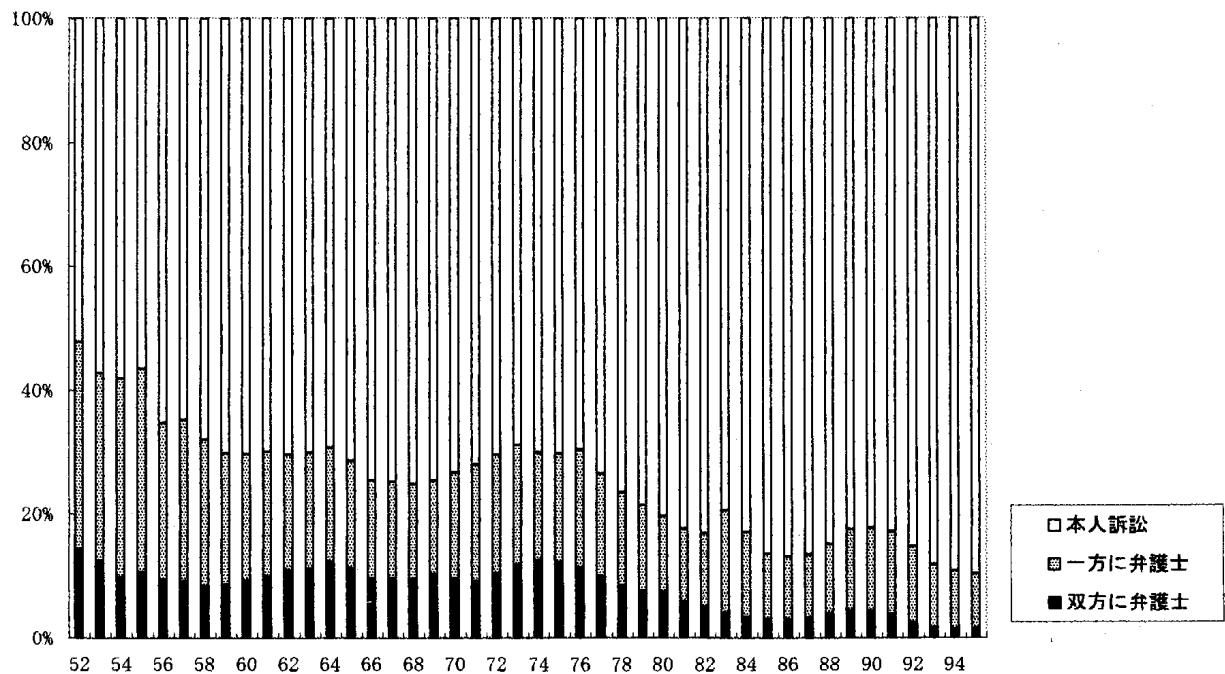
これに対しても、簡裁では、弁護士が双方または一方についた訴訟の絶対数は少なく、かつ、事物管轄の拡大があると一時的に増加するが、すぐに減少していくという同一パターンを戦後繰り返している（[図24]）。すなわち、一九五二年以降を見ると、一九五五年、一九七一年、一九八三年が、前年までと不連続的ないし階段状に、弁護士のつく訴訟が急増しているが、すぐに減少する。簡裁事件であること自体が弁護士を遠ざけているかのようである。この三つの年には、いずれも簡裁の事物管轄の上限が引き上げられている。戦後を通して見ると、簡裁で弁護士のつく訴訟件数は、実数においては、波を描きつつもほぼ同じ低い水準を維持し、比率においては、大幅に減少しているのである。

一九七〇年代半ば以降の簡裁訴訟事件数の激増は、既に述べたように、主として、本人訴訟の急増によつてもたらされた。そのことは既済事件全体に占める比率にも顕著に現れている（[図25]）。一九七〇年代半ばまでをみると、本人訴訟比率は、戦後、高い水準（一九五九年から一九七七年までの平均で七一・九%）で増加を続けるが、一九六〇年代後半は、事件数全体が減少傾向を示すとともに、頭打ちの状態にあつた。しかしながら、一九七七年以降の比率の急増が顕著で、八〇年代後半のバブル経済の時期に多少減少したものの、本人訴訟比率は八〇年代以降、高い水準（ほぼ常に八〇%代）で推移している。一九九〇年代においても増加を続け、一九九五年には、八九・七%

[図 24] 簡裁第一審通常訴訟既済事件 弁護士代理状況



[図 25] 簡裁第一審通常訴訟既済事件 弁護士代理状況（比率）



(絶対数でも一九八五年の戦後最高値を更新し、二一万八三六七件を記録)に到達した。一九七五年頃までは、四万ないし六万程度のオーダーだった簡裁の本人訴訟は、一九七五年以後八万から二〇万件前後の水準にシフトしている。なお、一九七五年以降の方が変動幅が大きいが、下降局面でも八万件程度で下げ止まっている。

ただし、以上のような、簡裁における、本人訴訟の増加、当事者双方が弁護士をつけた訴訟の比率の低下は、原告側のみに弁護士のついた事件の減少傾向を伴っているが、被告側のみに弁護士のつく事件数が近年わずかながら上昇傾向にある点を特徴として指摘できる。⁽⁹⁵⁾ 支払命令に対する異議申し立て件数が増大傾向にあることとあわせて、消費者信用関係事件において、被告消費者側で争う傾向が少し高まっていると思われる。とはいっても、被告側のみに弁護士のついた比率は、既済事件総数(一九九七年)の四・九%であって、双方に弁護士がついた事件(一・二%)、原告のみに弁護士がついた事件(三・六%)を上回るもの、依然として少ない。金銭を目的とする訴えに限つてみても、それぞれ四・九%、一・〇%、三・〇%と同様である。⁽⁹⁶⁾ 法律相談が必ずしも浸透していない現状のもとで、リピート・プレーヤーである業者からの金銭債権回収訴訟において、被告側に代理人なしし補助者・助言者(弁護士とは限らない)を必要とする事件はかなり存在するのではないかろうか。

司法委員に多数の弁護士が選任されている点を別にすれば、今日、簡易裁判所通常訴訟における弁護士のプレゼンスはきわめて小さくなっている。弁護士全体を見ると、その民事訴訟第一審業務は地方裁判所へ大きく傾斜している。

(60) 林屋礼二編著『データムック民事訴訟』(有斐閣、一九九三年)一三頁、林屋礼二『民事訴訟の比較統計的考察』(有斐閣、一九九四年)一五〇頁。

(61) 一九八四年から一九九一年までのデータは、林屋編著『データムック民事訴訟』前掲による。それ以後一九九七年までについては最高裁判所事務総局編『司法統計年報1 民事・行政編』による。

(62) 林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲一五〇頁も、既済率について、本稿本文と同じ新受件数を基準にする計算方法によっている。

- (63) 林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲一五〇頁。
- (64) 林屋編著『データムツク民事訴訟』前掲一三頁。
- (65) 林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲二〇頁註（1）、また、二五五頁も参照。
- (66) 新受件数の九割台が毎年既済になつてるのは、ドイツの裁判官も、例外的な時期はあるものの、同様であるとされている。同書二五二～二五五頁。日本の裁判所だけの特徴とはいえないようである。とはいっても、およそ裁判所における事件処理に内在する普遍的な性格とまではいえないと思われる。我が国でも民事執行事件の処理状況をみると、通常訴訟の既済率、未済率のパターントは異なる特徴が見られる。例えば一九八〇年以降の、不動産競売事件（強制執行事件と担保権実行事件の双方を含み、また対象として船舶、航空機等を含む）の処理状況をみると、未済件数は新受件数を相当上まわつており、かつ、八〇年代前半の新受件数の増加局面では対応が追いつかず既済率が九割を下まわつてゐる。他方で、八〇年代後半の新受件数減少局面では、既済率が一〇割をかなり上まわり、未済事件の滞貨が急速に減少したものの、九〇年代に再び新受件数が急増し、既済率が低下、滞貨が堆積している様子がうかがえる。最高裁事務総局「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』七号（一九九一年）一～二〇頁、五頁「第1図」、同「民事執行事件の概況」『民事執行雑誌』創刊号（一九九一年）一～二〇頁、五頁「第4図」、二頁「第4図」。
- (67) 那須弘平「謙抑的和解論——和解の判決手続きに与える影響を中心にして——」木川統一郎博士古稀祝賀編集刊行委員会編『民事裁判の充実と促進』「上巻」（判例タイムズ社、一九九四年）六九二～七一六頁、七一四頁註（5）。
- (68) 林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲一七～二〇頁。
- (69) 林道晴「新法下における簡易裁判所の民事訴訟実務——通常の手続を中心として」『判例時報』一六二三号（一九九八年）二一～三四頁、二二頁。
- (70) 裁判官の実数は司法に関する基本的情報であり、正確な情報公開が期待される。
- (71) 林屋『民事訴訟の比較統計的考察』前掲七一～七二頁は、大蔵省印刷局編『昭和六〇年度版職員録』に基づいて、昭和六〇年の、地裁の判事と判事補の合計実数を一三八三人としている。そこで、その年の最高裁裁判官と高裁長官を除く裁判官定員数が一九七八名であることから（林屋編著『データムツク民事訴訟』前掲一七五頁）、地裁については、実員は最高裁裁判官と高裁長官を除く定員の七割と推計した。そのうえで、全ての年における比率が同一であると仮定して計算した。また、簡裁についても、林屋氏は同じ方法により昭和六〇年の実数を七一〇名としているので、当該年の定員七七九名とともに、実員比を九一%と算出した。そのうえで、全ての年における比が一定であると仮定して計算した。
- (72) 『週刊法律新聞』平成一〇年三月一七日三頁、『週刊法律新聞』平成一〇年六月五日三頁。
- (73) 裁判官退官者に対する日弁連による聞き取りに基づくもの。「二〇一〇年にむけての司法改革の課題」「自由と正義」四九卷四号（一九九八年）一八〇頁。
- (74) さらに、地域別に調べることによつて、地域間の裁判官の手持ち件数や既済件数の差異が明らかになるであろう。
- (75) 林屋編著『データムツク民事訴訟』前掲二三六～一二七頁。太田勝造「和解と裁判」『法社会学』四九号（一九九七年）一五～二八頁、一

五〇一六頁。太田氏も指摘するように、地裁通常訴訟では、訴訟上の和解と取下げを合わせた比率は、戦後ほぼ安定しており、近年では五〇%前後で推移している。

- (76) 林屋編著『データムック民事訴訟』前掲二二八頁「表58」、一〇九頁「図58-1」。
- (77) 林屋編著『データムック民事訴訟』前掲二二七頁「図57」
- (78) 同書一一一頁「図59-1」。
- (79) 同書一一一頁「図59-1」、一二九頁「表59」。一九七〇年代後半以降簡裁既済事件数は爆発的に増加し、八五年のピーク後減少するが、この間、欠席判決比率はほぼ一定である。
- (80) 手嶋あさみ「弁論兼和解の活用」梶村太市・深澤利一・石田賢一編『少額訴訟法』(青林書院、一九九四年)四五六頁。
- (81) 林道晴「新法下における簡易裁判所の民事訴訟実務——通常の手続を中心として」前掲一八頁。
- (82) 五十部豊久『消費者信用と民事司法』(弘文堂、一九八八年)。
- (83) 井上治典・高橋宏志編『対話型審理』前掲、浅見宣義「裁判官に職員の勤務評定権を」『法社会学』五一号(一九九九年)一〇八～一四頁等参照。
- (84) 萩原金美(発言)『法社会学』四九号(一九九七年)八六頁(太田勝造報告「和解と裁判」前掲に対する質問)。萩原氏は、太田氏が提示した地裁通常訴訟の実質的和解率(和解と取下げの既済事件総数に占める比率)が戦後安定的に推移している現象を説明する三つの仮説(1)和解適合的紛争の比率が一定、(2)実態は和解重視ではない、(3)裁判外交涉(取下げの一部が訴訟上の和解にシフト、同書一五〇一六頁)に対し、第四として「裁判官は実質的和解率を一定の水準に保つために、最大限の努力をする」という仮説を提示している。太田氏の応答は同書八七頁を参照。
- (85) 第二東京弁護士会司法シンポ・ワーキング・グループ第三班「作業報告」第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部『市民のための司法へ』(一九九六年)一三〇頁は「個々の事件への傾注度を高める」緊急の必要性を指摘する。
- (86) 第二東京弁護士会司法シンポ・ワーキング・グループ第三班「作業報告」『市民のための司法へ』前掲一三〇頁。近年の日本における訴訟上の和解について、その問題点を指摘し、批判的立場をとるものとして、那須「謙抑的和解論—和解の判断手続きに与える影響を中心として」前掲木川統一郎「ドイツにおける訴訟上の和解」同『民事訴訟法改正問題』(成文堂、一九九二年)一三三～一五七頁を参照。他方、訴訟上の和解を積極的に評価する例として、草野芳郎『和解技術論』(信山社、一九九五年)、廣田尚久『紛争解決学』(信山社、一九九六年)ただし、廣田氏は、その後、現在の裁判実務における和解多様傾向の中に潜む危険性について鋭く指摘し、批判的姿勢を示している。参照、廣田「プロフェッショナルの規範意識」井上正三・高橋宏志・井上治典編『対話型審理——「人間の顔の見える民事裁判』(信山社、一九九六年)三二六～三二二頁、同「弁護士の近未來像」日弁連編集委員会編『あたらしい世紀への弁護士像』(有斐閣、一九九七年)一六四～一七六頁、「和解を極端に進めると、司法過程を飛ばして司法が行政のようになつてしまふ恐れが出てくる。したがつて和解、とくに裁判外の和解を要請する世の中の流れに即しつつ、しかも司法が行政のように流れないように弁護士が対応することが迫られてくる」とする)。

(87) 第二東京弁護士会が、現職裁判官に対するアンケートの実施を一九九六年四月に日弁連に提案し、実施の方向で検討されたが、最高裁事務総局に非公式に打診したところ、実施困難とされ、結局実施は見送られたという（第二東京弁護士会司法改革推進二弁本部『市民のための司法く』前掲一二六～一二七頁）。今後法曹三者の協力の下で調査する必要を強調する。同一二七頁）。なお、裁判所側の民事実務に関する研究としてよく知られている司法研修所編『民事訴訟のプラクティスに関する研究』（法曹会、一九八九年）と同編『民事訴訟の新しい審理方法に関する研究』（法曹会、一九八六年）においては、裁判官の負担加重問題はあまり論じられていない。

(88) 参照、長谷部由起子『変革の中の民事裁判』（東京大学出版会、一九九八年）一八～一〇頁、司法研修所編『イギリスにおける民事訴訟の運営』（法曹会、一九九六年）一一～一三頁、一五～一八頁、四三頁、一八〇～一八五頁、本間正浩「イングランドにおける『弁護士』業務」『自由と正義』（二）四九巻五号（一九九八年）七一～八五頁。

(89) 弁護士数は、毎年の三月末日現在の日弁連会員弁護士数。準会員と特別会員を含み、外国特別会員は含まない。

(90) マイクロソフト社のExcel 97を用いた。

(91) 日弁連司法基盤整備法曹人口問題基本計画等策定協議会「110～110年への司法改革」「自由と正義」四九巻四号（一九九八年）一七一頁「表1」参照。それに基づいて筆者が作成したグラフとして、Fig.1 in Ryo Hamano, "The Turn toward Law : The Emergence of Corporate

Law Firms in Contemporary Japan," (to be published) がある。

(92) 一九七〇年代半ば前後は、棚瀬孝雄氏が、東京への弁護士集中が頭打ちになり、東京の弁護士は「相対的過飽和」状態にあった時期として分析している。棚瀬孝雄『現代社会と弁護士』（日本評論社、一九八七年）一一〇～一二〇頁。また、日弁連で業務対策が本格的に取り上げられるようになった時期でもある。と同時に、まさにその時期以降、「停滞」から抜け出し、弁護士一人あたりの地裁民事通常訴訟事件既済件数が増加に転じたのは興味深い現象である。

(93) 林屋編著『データムツク民事訴訟』前掲一一三頁「表40」および司法統計年報による。

(94) 林屋編著『データムツク民事訴訟』前掲一一三頁「表39」、「表40」および司法統計年報による。

(95) 林屋編著『データムツク民事訴訟』前掲一一三頁「表40」。平成四年以降は司法統計年報で補足した。

(96) 最高裁事務総局編『平成九年 司法統計年報1 民事・行政編』一〇〇頁。

*訂正 前回掲載の拙稿「司法改革の定位」（一）『立教法学』五三号（一九九九年）一註（22）一〇九頁～一一〇頁において、日弁連司法基盤整備・法曹人口問題基本計画等策定協議会「110～110年への司法改革」を紹介した際、A案とB案について触れ、A案を協議会内部の多数意見と述べたが、これは引用の際の誤りであり、正しくはB案が多数意見とされている。おわびして訂正する。